

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年2月14日

【四半期会計期間】 第156期第3四半期(自平成24年10月1日至平成24年12月31日)

【会社名】 株式会社東京機械製作所

【英訳名】 TOKYO KIKAI SEISAKUSHO,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 芝 良 計

【本店の所在の場所】 東京都港区芝五丁目26番24号

【電話番号】 (03)3451-8141(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 芝 龍太郎

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝五丁目26番24号

【電話番号】 (03)3451-8141(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 芝 龍太郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第155期 第3四半期連結 累計期間	第156期 第3四半期連結 累計期間	第155期
会計期間		自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日	自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
売上高	(百万円)	6,308	5,947	8,386
経常損失()	(百万円)	3,994	3,298	7,659
四半期(当期)純損失()	(百万円)	5,211	3,649	8,205
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	5,212	3,792	7,787
純資産額	(百万円)	12,349	5,978	9,774
総資産額	(百万円)	33,858	32,217	32,933
1株当たり四半期 (当期)純損失金額()	(円)	59.58	41.76	93.83
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)	33.46	15.40	26.47

回次		第155期 第3四半期連結 会計期間	第156期 第3四半期連結 会計期間
会計期間		自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日
1株当たり 四半期純損失金額()	(円)	16.19	16.66

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社の事業所である伊賀テクノセンターを平成24年10月1日付で廃止し、同事業所における印刷機械の加工・組立等の事業を、子会社(株)伊賀マシナリーに承継いたしました。

これに伴い、子会社(株)伊賀マシナリーが行ってきた当社への土地建物賃貸および従業員の出向は解消しております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

(1) 当第3四半期連結累計期間において、新たに発生したリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

(2) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、ここ数年販売価格低下・受注減により売上高が減少傾向にあり、営業キャッシュ・フローのマイナスが継続しております。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

ただし、「3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(6)」に記載のとおり、当該事象又は状況を解消し、改善するための具体的な対応策をとっていることから、当四半期連結会計期間の末日現在において、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるまでには至っていないと判断しております。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間(平成24年4月1日～平成24年12月31日)におけるわが国経済は、東日本大震災の影響による景気の低迷から持ち直して来ておりますが、米ドル、ユーロに対する円高の長期化、長引く欧州での金融不安に伴う世界経済の減速に加えて中国経済の成長ペースも鈍化するなど、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループ(当社及び連結子会社)の得意先である新聞印刷業界は、広告収入や新聞購読者数の減少等により設備投資需要が大幅に減少しており、当社グループにとって厳しい状況が続いております。

このような中で、当社グループは販路拡大と需要喚起に努めた結果、売上高は概ね予想通りに推移したものの、利益面においては十分な成績には至りませんでした。

当第3四半期連結累計期間においては国内向けとして「カラートップ7100オフセット輪転機」、海外向けとして「カラートップ5000オフセット輪転機」を中心として生産しております。

当第3四半期連結累計期間の業績については、以下のとおりであります。

《売上高》

当第3四半期連結累計期間の連結売上高は、前述のとおり十分な設備投資需要がないため、59億47百万円(前年同四半期比5.7%減)となりました。セグメントでは印刷機械関連が58億18百万円(前年同四半期比3.7%減)、不動産賃貸関連が1億29百万円(前年同四半期比51.3%減)となっております。

なお、当社グループの特性として、売上高が製品の納期により年間を通じて平準化しない傾向があります。

《営業損益》

損益面では、設計、製造の各方面で変動費、固定費のコストダウンに努めましたが、十分な売上高が計上できず、固定費を賄いきれなかったことにより、当第3四半期連結累計期間の営業損失は32億円（前年同四半期は営業損失36億40百万円）となりました。セグメントでは印刷機械関連の営業損失が23億33百万円（前年同四半期は営業損失26億48百万円）、不動産賃貸関連の営業損失が8百万円（前年同四半期は営業利益1億25百万円）です。

《経常損益》

借入金の支払利息及び信託土地の支払保証料等を計上し、経常損失は32億98百万円（前年同四半期は経常損失39億94百万円）となりました。

《特別損益》

特別損益の部では固定資産売却益を特別利益に5百万円計上しました。また特別損失に事業構造改革費用3億40百万円、固定資産除売却損23百万円を計上しました。

以上の結果、税金等調整前四半期純損失は36億56百万円（前年同四半期は税金等調整前四半期純損失46億86百万円）となり、当第3四半期連結累計期間の四半期純損失は36億49百万円（前年同四半期は四半期純損失52億11百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は前連結会計年度末に比べ7億16百万円減少し、322億17百万円となりました。

資産の部では、現金及び預金の減少等により流動資産が17億12百万円減少し140億87百万円となり、固定資産は9億95百万円増加し181億29百万円となりました。

負債の部は、支払手形の増加、長期借入金の増加等により、前連結会計年度末に比べ30億79百万円増加し262億38百万円となりました。

純資産の部は、前連結会計年度末に比べ37億96百万円減少し59億78百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

株式会社の支配に関する基本方針

基本方針の内容

当社は、上場企業である以上、当社株式の取引は、株主・投資家の自由な判断においてなされるのが原則であり、大規模な当社株式等の買付行為(以下「大規模買付行為」という。)がなされた場合においても、これに応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の判断に委ねられるべきものと考えております。

従って、当社は、株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、現時点における法制度、金融環境を前提とした場合、その目的・手法等から見て、真摯に合理的な経営を目指すのではなく、会社に回復し難い損害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付けの条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模な買付提案がなされる可能性も否定できません。

一方で、当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な維持向上のためには、顧客との信頼関係を重視した中長期的視野に立った経営への取組み、高度な技術力の維持およびそのさらなる向上、そしてそれらを支える全社員の高いモチベーションの維持と、これらによって築かれた国内外の顧客・取引先等のステークホルダーとの間の永年の信頼関係への深い理解が必要不可欠であります。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、これらのことを十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続維持向上させる者でなければならぬと考えております。従って、上に述べたような当社の企業価値・株主共同の利益に資さないおそれのある不適切な大規模買付行為等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

基本方針の実現に資する取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な維持向上のために、

人員の削減を中心とした構造改革の実行

最新鋭の設備を備えた新工場「かずさテクノセンター」での効率的な研究開発・生産・サービス体制の確立

旧玉川製造所跡地を利用した地域社会等のステークホルダーにも配慮した中長期的観点からの再開発およびその他資産の有効活用

インクジェット方式のデジタル印刷機の開発および環境マネジメントシステムISO14001を展開し、省資源、省エネルギー製品の開発

今後も成長が見込まれる中国・インドを初めとした海外市場における営業活動の推進など、当社の将来を見据えた施策に鋭意取り組んでおります。今後も中長期的な視点に立ち当社の企業価値・株主共同の利益を継続的に維持・向上させていくことに最大限の努力をしていきます。

不適切な者の支配を防止するための取組み

1 導入の必要性

当社が外部者である大規模買付者からの買付けの提案を受けた際に、株主が、当社と顧客企業との関係や当社の高い技術力等の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断することは、必ずしも容易ではないものと思われま

す。こうした事情に鑑み、当社取締役会は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについても、当社取締役会が同意したものを除き、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問わない。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」という。)が行われた際に、当該買付提案に応じるべきか否かを株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主のために買付者と交渉を行うことなどを可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みとして、下記にその詳細を記載する本プランの導入が必要不可欠であると判断しました。

2 大規模買付ルールの設定

当社取締役会は、大規模買付行為は以下に定めるルール(以下「大規模買付ルール」という。)に従って行われることが、当社の企業価値・株主共同の利益に合致すると考えております。大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「買付情報」という。)を、提供してもらいます。買付情報の具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

大規模買付者およびそのグループの詳細

大規模買付行為の目的、方法および内容

当社株式の取得対価の算定根拠

取得資金の裏付け

当社株式取得後に想定している当社の経営方針、事業計画、資本政策、配当政策および従業員の処遇等

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を提出してもらいます。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明記してもらいます。当社は、この意向表明書を受領した後、5営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供してもらった情報では、買付内容の検討に必要な情報として不十分であると認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して追加的に情報提供をしてもらう場合があります。

大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された買付情報は、当社株主の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し買付情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合)または90日間(その他の大規模買付行為の場合)を取締役会による評価・検討・交渉・意見形成・代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」という。)として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるもの

とします。取締役会評価期間中、当社取締役会は提供された買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主に対して代替案を提示することもあります。

3 大規模買付行為が行われた場合の対応方針

(1) 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法等のいかに関わらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款により認められる措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。具体的な対抗措置については、その時点で適切と認められるものを選択することとなります。

(2) 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案について反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主を説得するに留め、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。当該買付提案に応じるか否かは、当社株主において、当該買付提案および当社取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等を検討の上、判断を得ることとなります。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守している場合であっても、例えば、当該大規模買付者が、

真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社の関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っている場合(いわゆるグリーンメイラーである場合)

当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で大規模買付行為を行っている場合

当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で大規模買付行為を行っている場合

当社の経営を一時的に支配して当社の不動産、有価証券など高額資産等の売却等をさせ、それによって得られた利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当等による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で大規模買付行為を行っている場合など、大規模買付者が真摯に合理的な経営を目指すものではなく、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に回復し難い損害をもたらすと認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守るため、上記(1)記載の場合と同様、適切と認められる対抗措置をとることがあります。

なお、大規模買付者の意図が上記の例示に形式的に該当することのみを理由として対抗措置をとるようなことはしないものとします。また、株主以外の利害関係者の利益に悪影響を与えることのみを理由として、上記例外的措置を行うことはしないものとします。

この対抗措置がとられた場合、大規模買付者は、希釈化等の不利益を受けることがあります。

前記、の当社取組み(以下「当社取組み」という。)についての取締役会の判断

1 当社取締役会は、以下の理由により当社取組みが前記の基本方針(以下「基本方針」という。)に沿って策定されており、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではないと考えております。

当社の主力事業である印刷機械の製造は、定型的な製品を単に製造・販売するというものではなく、顧客企業のニーズに合致するように、顧客企業の要請を十分に把握しながら、顧客企業とともに開発・製作していくものであり、かつ、据付けから運転、メンテナンスまでを顧客と密接な関係を保ちながら遂行していく点にその特徴があります。従って、顧客企業のニーズに応える製品を製作するためには、最先端かつ高度な技術力が不可欠でありますことに加え、顧客企業の業務プロセスを的確に理解し、その中にまで入り込んで、機械の製作・管理運営を行うことが極めて重要となります。当社が、明治7年の創業以来、世界でトップクラスの輪転機事業メーカーとして、また近年では商業印刷機械メーカーとしても成長を続けて来られたのも、高度な技術力の維持およびそのさらなる向上に向けて不断の努力を行うとともに、顧客企業との間に親密な信頼関係を築き上げてきたからこそであり、当社の企業価値の源泉もそこにあるものと確信しております。

前記の取組みはこれらの観点から、中長期的かつ具体的に当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な維持向上に資する施策であると判断しております。

前記の買収防衛策については、株主総会の決議を経ており、取締役の改選時期に合わせて2年毎に株主総会の議案として付議し株主の判断を得ることになっております。また、大規模買付ルールが守られた場合には取締役会が反対であっても、大規模買付者が真摯に合理的な経営を目指すのではなく、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に回復し難い損害をもたらすと認められる場合以外には対抗措置は発動しない等、支配者として不適切なものを排除し、最終的には株主の判断に委ねるといった基本方針に沿うものであると判断しております。

2 当社取締役会の判断が、企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、当社取締役会は、その判断に際して、当社監査役の過半数の同意を得るものとします。当社取締役会および当社監査役は、それぞれ別々に、当社の費用で、独立した第三者(フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等)の助言を得ることができるものとしております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、2億10百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 従業員数

連結会社の状況

当第3四半期連結累計期間において、当社グループは事業構造改革に伴い、印刷機械関連の従業員数は、98名減少しております。

提出会社の状況

当第3四半期累計期間において、当社は事業構造改革及び子会社(株)伊賀マシナリーから当社への出向の解消に伴い、印刷機械関連の従業員数は、136名減少しております。

なお、従業員数は就業人員数(他社への出向者等を除き、他社からの出向者を含む)であります。

(6) 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象を解消し、または改善するための対応策

当社グループには、「第2 事業の状況の1 事業等のリスク(2)」に記載のとおり、当社グループが将来にわたって事業活動を継続するとの前提に疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しておりますが、下記施策の確実な実行により、改善ならびに解消が実現できると考えております。

- ・適正規模の確立(売上規模に見合った組織体制の構築)
- ・売上高の確保(海外市場、新製品、新分野での市場開拓)
- ・コスト削減(かずさテクノセンター移転による生産性の向上、人件費のカット等の計画)
- ・所有不動産の有効活用(玉川製造所跡地再開発による賃貸収入見込み)

従いまして、当四半期連結会計期間の末日現在において、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断し、四半期連結財務諸表の「継続企業の前提に関する注記」には記載しておりません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	360,000,000
計	360,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	90,279,200	90,279,200	株東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数1,000株
計	90,279,200	90,279,200		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年12月31日		90,279,200		8,341,000		2,085,250

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため記載することができないことから、直前の基準日(平成24年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式2,919,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式86,491,000	86,491	
単元未満株式	普通株式869,200		
発行済株式総数	90,279,200		
総株主の議決権		86,491	

(注)「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ1,000株(議決権の数1個)及び400株含まれております。

【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社東京機械製作所	東京都港区芝五丁目26番24号	2,919,000		2,919,000	3.23
計		2,919,000		2,919,000	3.23

2 【役員 の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の変動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成24年10月1日から平成24年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、東陽監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,011,802	5,658,031
受取手形及び売掛金	2,572,316	3,036,593
有価証券	500,000	300,000
仕掛品	2,595,679	2,934,649
原材料及び貯蔵品	663,625	652,986
繰延税金資産	40,359	31,155
その他	1,419,937	1,476,450
貸倒引当金	3,009	1,887
流動資産合計	15,800,710	14,087,979
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	5,163,169	4,767,323
機械装置及び運搬具(純額)	1,028,927	901,640
土地	3,839,827	3,620,102
信託土地	198,510	198,510
リース資産(純額)	873,212	801,027
その他(純額)	1,598,067	3,740,079
有形固定資産合計	12,701,715	14,028,682
無形固定資産		
その他	277,123	222,923
無形固定資産合計	277,123	222,923
投資その他の資産		
投資有価証券	3,079,343	3,091,386
その他	2,504,689	2,468,559
貸倒引当金	1,429,597	1,682,511
投資その他の資産合計	4,154,435	3,877,434
固定資産合計	17,133,274	18,129,040
資産合計	32,933,985	32,217,019

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	795,619	1,755,866
短期借入金	100,000	20,000
1年内返済予定の長期借入金	60,000	60,000
未払法人税等	58,540	56,248
前受金	1,392,238	557,498
賞与引当金	39,375	23,851
受注損失引当金	1,687,575	899,601
工場移転損失引当金	497,400	463,200
環境対策引当金	283,500	275,100
その他の引当金	94,116	90,387
その他	899,860	690,702
流動負債合計	5,908,226	4,892,456
固定負債		
長期借入金	10,587,000	15,541,200
退職給付引当金	4,385,691	4,059,629
役員退職慰労引当金	581,037	180,292
その他	1,697,538	1,565,348
固定負債合計	17,251,267	21,346,470
負債合計	23,159,494	26,238,926
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,341,000	8,341,000
資本剰余金	3,807,396	3,807,250
利益剰余金	2,841,495	6,490,969
自己株式	563,702	565,867
株主資本合計	8,743,197	5,091,413
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	16,900	91,128
為替換算調整勘定	6,233	36,459
その他の包括利益累計額合計	23,133	127,587
少数株主持分	1,054,426	1,014,267
純資産合計	9,774,490	5,978,092
負債純資産合計	32,933,985	32,217,019

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
売上高	6,308,503	5,947,920
売上原価	7,637,912	6,855,284
売上総損失()	1,329,408	907,363
販売費及び一般管理費	2,311,341	2,292,760
営業損失()	3,640,750	3,200,124
営業外収益		
受取利息	10,291	8,076
受取配当金	77,543	79,758
為替差益	-	61,394
助成金収入	7,140	73,133
その他	147,629	55,135
営業外収益合計	242,605	277,498
営業外費用		
支払利息	217,434	136,701
為替差損	220,720	-
シンジケートローン手数料	116,925	83,517
支払保証料	-	149,753
その他	41,485	5,546
営業外費用合計	596,565	375,519
経常損失()	3,994,710	3,298,145
特別利益		
固定資産売却益	113,451	5,511
補助金収入	102,095	-
工場移転損失引当金戻入益	21,617	-
特別利益合計	237,164	5,511
特別損失		
固定資産除売却損	573,137	23,894
投資有価証券売却損	1,089	-
投資有価証券評価損	349,010	-
ゴルフ会員権評価損	6,200	-
事業構造改革費用	-	340,069
特別損失合計	929,437	363,964
税金等調整前四半期純損失()	4,686,984	3,656,598
法人税、住民税及び事業税	91,420	51,967
法人税等調整額	464,672	19,742
法人税等合計	556,093	32,225
少数株主損益調整前四半期純損失()	5,243,077	3,688,823
少数株主損失()	31,593	39,349
四半期純損失()	5,211,483	3,649,474

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	5,243,077	3,688,823
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,593	73,372
為替換算調整勘定	27,751	30,226
その他の包括利益合計	30,345	103,599
四半期包括利益	5,212,732	3,792,423
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	5,181,144	3,753,928
少数株主に係る四半期包括利益	31,588	38,494

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 一部の国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 この変更による影響額は軽微であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
受取手形		4,609千円
支払手形	361,996千円	336,251千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
減価償却費	594,366千円	644,449千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント		
	印刷機械関連	不動産賃貸関連	計
売上高			
外部顧客への売上高	6,042,158	266,345	6,308,503
セグメント間の内部売上高 又は振替高			
計	6,042,158	266,345	6,308,503
セグメント利益又は損失()	2,648,875	125,004	2,523,870

2 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の
主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	2,523,870
全社費用(注)	1,116,880
四半期連結損益計算書の営業損失()	3,640,750

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社の一般管理費であります。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント		
	印刷機械関連	不動産賃貸関連	計
売上高			
外部顧客への売上高	5,818,154	129,765	5,947,920
セグメント間の内部売上高 又は振替高			
計	5,818,154	129,765	5,947,920
セグメント損失()	2,333,930	8,456	2,342,386

2 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の
主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	2,342,386
全社費用(注)	857,738
四半期連結損益計算書の営業損失()	3,200,124

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社の一般管理費であります。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額(円)	59.58	41.76
(算定上の基礎)		
四半期純損失(千円)	5,211,483	3,649,474
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純損失(千円)	5,211,483	3,649,474
期中平均株式数(千株)	87,460	87,375

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月7日

株式会社東京機械製作所
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 前 原 一 彦 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 奥 田 基 樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京機械製作所の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東京機械製作所及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管している。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。